

厚生労働大臣の定める揭示事項

入院基本料について

◆3 階病棟（300～316 号室 許可病床数 42 床） 一般病棟入院基本料 15 対 1

看護職員（看護師・准看護師） 1 日に 10 人以上が勤務

朝 8：30 ～ 夕方 4：30 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 6 人以内です

夕方 4：30 ～ 朝 8：30 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 21 人以内です

看護補助者 1 日に 8 人以上が勤務

朝 8：30 ～ 夕方 4：30 看護補助者 1 人あたりの受け持ち数は 10 人以内です。

夕方 4：30 ～ 朝 8：30 看護補助者 1 人あたりの受け持ち数は 42 人以内です。

◆2 階病棟（203～227 号室 許可病床数 58 床） 療養病棟入院基本料 1

看護職員（看護師・准看護師） 1 日に 10 人以上が勤務

朝 8：30 ～ 夕方 4：30 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 8 人以内です。

夕方 4：30 ～ 朝 8：30 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 29 人以内です。

看護補助者 1 日に 11 人以上が勤務

朝 8：30 ～ 夕方 4：30 看護補助者 1 人あたりの受け持ち数は 8 人以内です。

夕方 4：30 ～ 朝 8：30 看護補助者 1 人あたりの受け持ち数は 58 人以内です。

◆入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

東北厚生局長への届出事項に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

◆基本診療科

- | | | |
|-------------------|----------------|----------------|
| ・一般病棟入院基本料 15 対 1 | ・療養病棟入院基本料 1 | ・感染対策向上加算 3 |
| ・看護配置加算 | ・療養病棟療養環境加算 1 | 連携強化加算 |
| ・看護補助加算 1 | ・経腸栄養管理加算 | サーベイランス強化加算 |
| 看護補助体制充実加算 2 | ・病棟薬剤業務実施加算 1 | ・医療安全対策加算 2 |
| ・療養環境加算 | ・後発医薬品使用体制加算 2 | 医療安全対策地域連携加算 2 |
| ・診療録管理体制加算 3 | ・入退院支援加算 2 | ・機能強化加算 |
| ・データ提出加算 | ・認知症ケア加算 3 | |

◆特掲診療科

- | | | |
|--|-------------------------------|-----------------------|
| ・がん性疼痛緩和指導管理料 | ・遠隔画像診断 | ・輸血管理料Ⅱ |
| ・がん治療連携指導料 | ・CT 撮影及び MRI 撮影 | ・酸素の購入単価 |
| ・ニコチン依存管理料 | ・無菌製剤処理料 | ・糖尿病合併症管理料 |
| ・医療機器安全管理料 1 | ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ) | ・人工腎臓 |
| ・在宅時医学総合管理料 | ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) | ・導入期加算 1 |
| ・在宅患者訪問褥瘡管理指導料 | ・がん患者リハビリテーション料 | ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算 |
| ・別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の(3)に規定する在宅療養支援病院 | ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) | ・透析水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算 |
| ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 にあける遠隔モニタリング加算 | ・胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹鏡下造設術含む) | ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) |
| ・検体検査加算(Ⅰ) | ・薬剤管理指導料 | ・入院ベースアップ評価料 40 |

◆下肢末梢動脈疾患指導管理加算について

当院では、慢性維持透析を実施している患者さんに下肢末梢動脈疾患に関するリスク評価及び指導管理を行っております。ABI 検査 0.7 以下または SPP 検査 40mmHg 以下の患者さんについては、患者さんや家族に説明を行い、同意を得た上で、専門的な治療体制を有している以下の医療機関へ紹介を行っております。

- ・独立行政法人 地域医療機能推進機構 仙台病院
- ・一般財団法人厚生会 仙台厚生病院

◆入院食事療養費に係る施設基準

当院では、入院食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。(朝食：8時、昼食：12時、夕食：18時)

◆明細書の発行状況に関する事項

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬算定項目の判る明細書を無料で発行しております。なお、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、同様に対応しています。

明細書には、使用した医薬品や行われた検査等の名称が記載されるものです。その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までその旨お申し出下さい。

◆医療情報取得加算について

当院では、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報の取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

正確な情報を取得活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用にご理解とご協力お願い申し上げます。

◆機能強化加算について

当院では、「かかりつけ医」機能を有する病院として、以下の取り組みを行っております。

- ・健康診断の結果に関する相談など、健康管理に関するご相談に応じます。
- ・必要に応じ、専門の医師・医療機関を紹介します。
- ・介護保険や福祉サービスに関するご相談に応じます。
- ・夜間、休日の問い合わせの対応を行っております。
- ・必要に応じ、他の医療機関の受診状況や処方されている薬剤の管理を行います。

かかりつけ医機能を有する地域の医療機関は、以下のホームページで検索できます。

宮城県医療機能情報提供システム：みやぎのお医者さんガイド <http://medinf.mmic.or.jp/>

◆後発医薬品使用体制加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。医薬品の供給不足等は発生した場合に、医薬品の処方の変更に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者様へ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。ご不明な点や心配なことがございましたら、主治医または薬剤師にお尋ね下さい。

◆長期収載品の選定療養について

令和6年10月から長期収載品を患者様の希望で使用する際に、選定療養として患者様の自己負担額が発生します。

選定療養費の対象となる医薬品について

- ・後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品（準先発品含む）
- ・後発医薬品への置換え率が50%以上の先発医薬品

自己負担額について

長期収載品（先発医薬品）の薬価と、後発医薬品で一番高い薬価の価格差から4分の1。

選定療養には、消費税も発生します。

選定療養費の対象から除外されるケース

- ・入院患者に使用した場合（退院時処方含む）
- ・処置等で使用した場合（在宅自己注射は選定療養費の対象）
- ・後発医薬品の提供が困難な場合（出荷停止や院内採用医薬品がない）
- ・医療上の必要性がある場合
 1. 効能効果に差異がある。
 2. 後発医薬品で副作用、相互作用、治療効果の低下が起きた。
 3. 学会が作成しているガイドラインで先発医薬品を推奨している場合。
 4. 後発医薬品の剤形では飲みにくい場合、吸湿性により一包化できない場合。

◆敷地内全面禁煙について

当院では、受動喫煙防止の徹底と昨今の社会的な禁煙志向の高まりなどを踏まえ敷地内(駐車場を含む)を全面禁煙としています。

◆感染防止対策に関する取り組み事項

基本理念

感染防止対策は、良質・適切な医療提供の基盤となるものです。当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、医療施設内における全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努める。

感染防止対策の組織体制

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、感染防止対策委員会を設置し、月1回会議を行い、感染防止対策に関する事項を検討する。

感染防止対策に関する実動的組織として感染対策チーム(ICT)を設置し、感染防止対策に関する一般的事項を執行される。感染防止対策チーム(ICT)の活動については感染防止対策委員会の方針に基づいて行う。

感染防止対策の研修

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術の向上を図るため、全員を対象とした研修会を開催する。

感染症の発生状況の報告

微生物検査結果から微生物の検出状況を把握し、毎月開催される感染防止対策委員会に報告する。感染防止対策委員会では、必要に応じて感染対策の周知や指導を行う。

院内感染発生時の報告

院内感染の発生、または疑われる場合は、感染防止対策チーム(ICT)が感染の拡大に速やかに対応する。協力関係にある地域の医療機関や宮城野保健所と速やかに連携し対応する。

感染防止対策推進のために必要な基本方針

感染防止対策の推進のため、ガイドラインを参考に当院の実状にあった感染防止対策マニュアルを整備し、職員へ周知徹底を図る。仙台市のサーベラインスに参加し、感染防止対策を推進する。

◆医療安全に対する取り組み事項

基本理念

患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えるため、「個人の事故防止」と「組織的な対策」を推進し、ミスを防ぐ環境を構築することに努める。

医療安全管理の組織体制

- ・医療安全対策委員会の設置

多職種横断型の委員会を毎月1回（必要時は随時）開催。

- ・医療安全管理部門の設置

医療安全対策の方針を推進し、週1回のカンファレンスや職員研修を実施。

- ・地域連携

医療安全対策の評価を外部機関に依頼し、少なくとも年1回実施。

報告と改善方策

- ・報告の目的

医療事故や事例を収集・分析し、事故防止や再発防止策を策定。

- ・報告内容

医療事故は即時報告。医療事故未遂や危険な状況も速やかに報告。

- ・改善策の策定と評価

委員会が改善策を作成・評価し、実施状況を点検。

安全マニュアルの整備

職員全体で作成に参加し、必要に応じて見直し。

医療安全管理の研修

職員全員を対象に、年2回の研修を実施。必要時には臨時研修も行う。

事故発生時の対応

- ・救命措置の最優先

全力で患者の救命と被害拡大防止に努め、必要に応じ他機関と連携。

- ・患者・家族への説明

誠実な説明を行い、その内容を記録。

その他

- ・指針の周知と見直し

職員への周知徹底と、毎年1回以上の見直しを実施。

- ・患者からの相談対応

担当者を決めて誠実に対応し、内容を主治医や看護師に報告。

◆医療安全管理に関する相談窓口について

岩切病院では、安心して医療を受けていただくため、医療の質・安全に関する相談窓口を開設しております。
ご相談・ご意見などありましたら相談窓口（医療相談室）までお申し出ください。

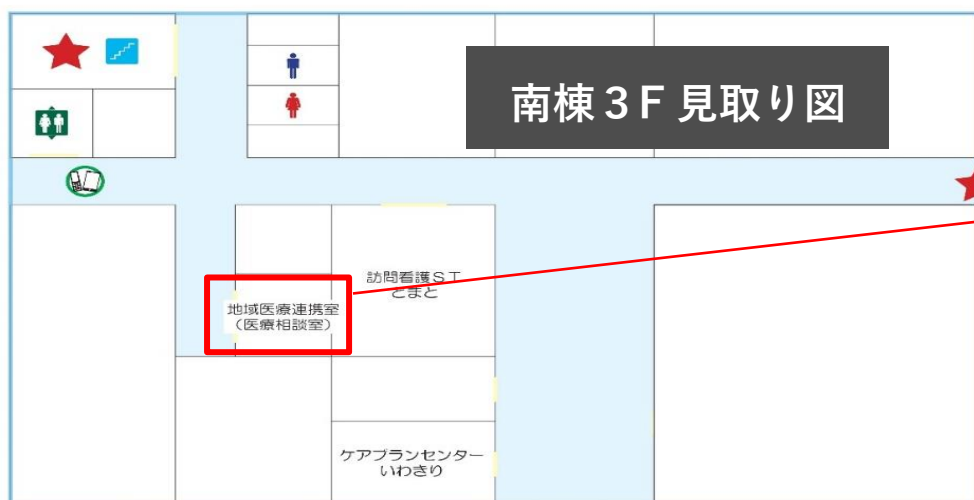
- 相談窓口 地域医療連携室・医療相談室

- 相談対応者 医療安全管理者

※予約制にて対応いたします（休診日除く）

- その他 相談内容については、秘密を厳守いたします。

相談者の不利益とならないよう配慮いたします。



地域医療連携室・医療相談室は南棟3階です。

地域医療連携室
医療相談室
直通 022-255-5128

◆個人情報について

個人情報保護に関する基本方針

1.宣言の公表と継続的改善

当院の個人情報保護方針を公表し、従業者・関係者に周知徹底しながら、内部規定の改善・維持を行う。

2.個人情報の安全対策

不正アクセス、紛失、改ざん、漏えいを防ぐためのセキュリティ対策を実施し、問題発生時は速やかに是正する。

3.個人情報の収集・管理・利用・提供

適法かつ公正な方法で収集し、利用目的を通知または同意を取得。内部規定を定めて遵守する。

4.個人情報の開示・訂正・利用停止

情報主体が自己の個人情報に関する権利を行使できる窓口を設置し、迅速に対応する。

5.個人情報の業務委託

第三者に委託する場合は、適切な調査・契約・法的措置を実施する。

6.利用目的と取扱者の特定

収集目的の範囲内で、権限を持つ者のみが必要な範囲で取り扱う。

7.個人情報の第三者提供の禁止

内部規定に反する第三者提供は行わず、法令に基づく場合のみ必要な措置を講じる。

8.個人情報の正確性維持

保有する個人情報の最新性・正確性を確保するよう努める。

9.診療情報の提供・開示

診療情報の取り扱いについては、当院の規定に基づき対応する。

10.診療行為における安全性確保

本人確認のため、外来・入院・医療事務時に氏名を院内で開示。ただし、希望者は相談窓口で対応可能。

11.お問い合わせ窓口

個人情報の開示・訂正・利用停止などの相談窓口を設置。

【個人情報保護相談窓口】 医療相談室

電 話 ： 022-255-5128（直） E-Mail ： soudan@iwakiri-hp.jp

特定療養費に関する事項

◆特別療養環境の提供

当院では、患者様のご希望により、特別療養環境室（個室）を有料により提供しております。患者様の自由な選択と同意に基づいて入室頂いております。尚、個室の入室状況によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

対象部屋	設備	料金（税込）
3 病棟（307・308・311・312）	テレビ、トイレ、浴室、冷蔵庫、金庫付き床頭台、ロッカー、電話	1 日あたり 3,300 円
2 病棟（203・205・206・207）	テレビ、トイレ、浴室、冷蔵庫、金庫付き床頭台、ロッカー、電話	1 日あたり 3,300 円

◆保険外併用療養費の「選定療養」に関する事項

当院では、選定療養(医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって月に厚生労働大臣が定めるものに関する事項)についてリハビリテーションを実施しています。

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)：20 分につき 2,750 円（税込）
- ・廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)：20 分につき 2,750 円（税込）
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)：20 分につき 2,750 円（税込）
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)：20 分につき 2,750 円（税込）

◆保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、利用回数に応じた実費をご負担していただくことになります。

証明書・明細書	料金（税込）
証明書（簡単なもの）	2,200 円
年金受診状況等証明書	4,400 円
おむつ証明書	1,100 円
領収証明書	1,100 円
公共職業安定所提出用証明書	2,200 円
登園・登校証明書	1,100 円

診療録の開示	料金（税込）
開示手数料	2,200 円
診療録の閲覧（30 分につき） 医師の口頭説明を要する場合	2,200 円 +3,300 円
診療録（1 ページ）	10 円
退院時要約（サマリー）	2,200 円
要約書の新規作成	11,100 円
複写事務手数料	
250～350 枚	1,650 円
351～500 枚	2,220 円
501～600 枚	3,300 円
601 枚以上	3,650 円

※診療録の開示には所定の手続きが必要となります。

その他	料金（税込）
エンゼルケア(死後処置)	6,600 円
テレビカード	1,000 円

ワクチン名	料金（税込）	
	一般予防接種	小児予防接種
RS ワクチン（アレックスビー）	29,700 円	-
带状疱疹ワクチン（シングリックス）	22,000 円	-
五種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、Hib 感染症）	-	22,000 円
四種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ）	-	13,000 円
狂犬病	15,400 円	-
ロタウイルス（ロタリックス）	-	14,300 円
ポリオ（不活化）	-	12,000 円
肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス）	8,800 円	-
（プレベナー）	11,000 円	11,000 円
（15 価）	12,000 円	-
（バクニューバンス）	-	11,000 円
子宮頸癌ワクチン（ガーダシル）	18,180 円	18,180 円
（サーバリックス）	18,180 円	18,180 円
（シルガード 9 価）	33,330 円	33,330 円
（シルガード 9 価）	33,330 円	33,330 円
A 型肝炎	8,800 円	-
B 型肝炎（ビームゲン）	6,600 円	6,600 円
風疹	6,600 円	-
麻疹	8,800 円	-
麻疹、風疹混合	11,000 円	11,000 円
水痘	-	8,400 円
日本脳炎(未就学児)（ジェービック）	-	8,820 円
（就学児）	-	6,700 円
ヒブワクチン	-	7,700 円
おたふくかぜ		
仙台市居住の 1 歳以上 3 歳未満	-	2,500 円
仙台市以外の居住および 3 歳以上		6,600 円
破傷風		5,400 円
就学児の場合	3,500 円	3,500 円
二種混合(DT)	-	4,400 円

診断書	料金（税込）
臨床調査個人票	11,000 円
自賠責後遺障害診断書	11,000 円
身体障害者診断書手帳用(肢体不自由)	11,000 円
特別障害者手当認定診断書(肢体不自由)	11,000 円
年金診断書	11,000 円
施設入所用健康診断書	11,000 円
身体障害者診断書手帳用 リハビリ計測がある場合は	7,700 円 + 3,300 円
英文診断書 記載内容多い場合は	7,700 円 + 3,300 円
死亡診断書（証明書）	7,700 円
入院・手術等証明書（診断書）※1	7,700 円
団体信用生命保険診断書 採血なし※1 採血がある場合は	5,500 円 + 2,200 円
当院書式診断書 記載内容多い場合は	4,400 円 + 3,300 円
自立支援医療診断書（精神通院医療用）	4,400 円
精神障害者保健福祉手帳用	4,400 円
あへん・麻薬診断書	4,400 円
免許センター提出用診断書	4,400 円
ショートステイ用健康診断書	4,400 円
通所リハビリ用健康診断書	4,400 円
通院確認書（保険会社書式）※1	2,200 円
※1 の写しの再発行または原本の証明をする場合	1,100 円